

平成29年度発達障がい者支援協議会 議事要旨

○日 時：平成30年3月29日（金） 19:00～21:00

○場 所：福岡市中央区長浜1丁目2番8号
あいあいセンター7階 大研修室

○次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 議事
 - (1) 福岡市発達障がい児・者支援等拠点施設（仮称）基本構想（案）について
 - (2) 福岡市発達障がい者支援センター事業の実施報告
 - (3) 福岡市発達障がい者支援センター報告
青年期・成人期の発達障害者の相談主訴と実態について
4. その他
5. 閉会

○配布資料

- 資料1 福岡市発達障がい者支援協議会設置要綱
- 資料2 福岡市発達障がい者支援協議会委員名簿
- 資料3 福岡市発達障がい児・者支援等拠点施設（仮称）基本構想（案）について
- 資料4 福岡市発達障がい児・者支援等拠点施設（仮称）基本構想（案）
- 資料5 福岡市発達障がい者支援センターの実績
- 資料6 青年期・成人期の発達障害者の相談主訴と実態について

事務局より

- ・会議の公開等
- ・委員紹介，事務局紹介
- ・資料確認
- ・協議会の趣旨 について説明後，会長欠席にため進行を委員から選任した会長代理へ

議事（１）

福岡市発達障がい児・者支援等拠点施設（仮称）基本構想（案）について
事務局（障がい者在宅支援課）より資料説明後，議事に移る。

（会長代理）

検討部会で練られた報告書をもとに市が「基本構想（案）」としてまとめ，今後の行政施策に繋げていくものと思うが，これはこの会で承認が必要か。

（事務局）

この基本構想（案）は市としてまとめたものであり，本協議会へは「報告」という形で整理させていただいているところ。今後，この基本構想に基づき，基本計画を作成するので，その際，本協議会からもご意見をいただきたいと考えている。

（会長代理）

これから議事に入るが，その前に事実整理を行いたい。市が考えている今後のスケジュールや手順をもう少し説明していただきたい。

（事務局）

今後のスケジュールについては，30年度は支援拠点についての基本計画を作成する予定である。具体的にはより具体的な機能や施設規模を決めていきたい。その後，基本設計・実施設計・運営法人の選定という手順で進む。時期としては31年度の保護観察所移転の，早ければ，2年後の開設を目指して，計画を進めていく。

（会長代理）

現在の保護観察所の土地は31年度の年度当初に空くのか，年度終わりに空くのか。

（事務局）

国からは，31年度のどの時期に現在の保護観察所が移転するのか，明確なものは聞いていない。31年度中に移転するとは伺っている。児・者拠点施設は，それから約2年をかけて整備していく。

（会長代理）

2年という期間は，基本設計に1年，実施設計に1年，あるいは建設工事に1年ということか。

要するに、開設時期について、最も早いのと遅いのは、どれくらいになりそうか。

(事務局)

開設予定時期については、いつ国から土地が譲渡されるか、という事に左右されるが、最も早ければ33年度中となる予定。

(会長代理)

少し事実整理をさせていただいた。それでは委員の皆さんからご質問と、今回は「報告」ということだが、今後基本計画を作成するというので、そこに反映させるべきと考えるものも含め、ご意見をいただきたい。

(委員)

資料3の2頁中央付近に、「方向性の実現に向けた基本的方策」とあり、その中に「発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約」とあるが、これら2つの機能は、拠点施設の中に必ず入れないといけないものなのか。民間委託による運営ということも説明の中にあっただが、発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）と障がい者就労支援センターを、この拠点施設の中で運営することになるのか。

(事務局)

現在のゆうゆうセンターと障がい者就労支援センターの持つ機能を集約していくことを考えている。この2施設の集約については、前回の協議会にて検討部会報告書で方向性が示されたものである。

(委員)

内容的なものは？

(事務局)

内容的なものとしては、現在、ゆうゆうセンターで実施している取組・機能を基本としつつ、障がい者就労支援センターにおいて行っている発達障がい者への就労支援を、拠点施設でも引き続き行っていくもの。実際に、新たな拠点施設にて支援を始めるにあたっては、より良い機能となるよう、今後、基本計画の中で検討していく。

(事務局)

少し補足をさせていただく。昨年、本協議会から報告書が提出されている。その中で、まず、「既存社会資源の集約・再編」ということで、現在の鮮魚市場会館内の障がい者就労支援センターと発達教育センター内のゆうゆうセンターを集約して、発達障がい児・者拠点施設の設置を検討するように、というご意見をいただいている。次に、機能強化、ということで、この各施設が機能強化を図るとともに、専門家同士のネットワークの構築、多機関での合同研修の実施により人材育成を行うなど、関連施設の有機的な連携を検討するように、という

ご意見をいただいている。さらに、利便性の向上ということで、拠点施設の設置にあたっては、市内中心部で交通アクセスが良い場所であって、精神保健福祉センターや心身障がい福祉センター、発達教育センター、こども総合相談センター等の、いわゆる発達障がい関連施設が近隣に合って、それらの機関と連携を密に図ることのできる立地での設置を検討するように、というご意見をいただいている。これらのご意見を受け、市の内部で検討したものが、本日お示ししている「基本構想（案）」となる。

（委員）

昨年度の協議会にて、確かに、拠点施設の広さがどうだとか、そういったことを議論した記憶がある。ところで、現在は、ゆうゆうセンターがある。拠点施設ができた後、ゆうゆうセンターはどうなるのか。今、ゆうゆうセンターが有する機能のうち、何が拠点施設の機能として集約されるのか。就労支援センターについても同様のことが言えるが、この部分が見えてこない。また、拠点施設の運営にあたっては、ハード面もさることながら、どれくらい専門性の高いスタッフを確保できるか、という点が重要であると考えている。資料を見ると、「民間法人への委託」とあるが、これは指定管理制度を活用する前提なのか。要は、専門性の確保、と言ったときに、私のイメージでは、現在ゆうゆうセンターにいるようなスタッフを増員させ、両施設を統合していくという風に思っていた。しかし指定管理となると、例えば、どこかの社会福祉法人が手を挙げたとして、その法人が専門性の高い職員を揃え、福岡市全体のコーディネートをすることができるのか、非常に疑問に感じる。

（会長代理）

市の方から回答を。

（事務局）

まず、ゆうゆうセンターで担っている機能については、これを維持したうえで、さらに拡充するという方向性である。現在、施設の狭隘化もあり、相談者への対応を十分にできていないという課題もあるので、拠点施設整備により解決していく。あわせて、就労支援については、ゆうゆうセンターと障がい者就労支援センターそれぞれで行っているが、一体化することでより効率的な支援ができるのではと考えている。また専門性の確保については、市としても非常に重要だと認識している。現在、ゆうゆうセンターの運営を委託している社会福祉事業団には発達障がいについて専門性のある職員を揃えていただいているが、拠点施設開設後、運営法人には専門性の高い職員を配置していただくことが基本となる。また、運営手法としては、「民間委託」等の記載は例示であり、民間委託や指定管理者制度を活用することを決定しているものではない。今後、運営主体のあり方は検討を進めていくが、その中で専門性の高いスタッフの確保についてもあわせて検討していく。

（委員）

はっきり分からなかったので、確認したい。現状の、ゆうゆうセンターの相談までの期間が長いとか、スタッフが多忙といった課題は解決しないといけない。ただ、拠点施設ができた

後、拠点施設とゆうゆうセンターとが2施設が併存するのか。ゆうゆうセンターの業務が量的に楽になるだけの議論なのか。それがよく分からない。また、専門性の確保について、勘ぐると、指定管理制度の導入が念頭にあるように思う。しかし、指定管理制度で応募してくる法人の能力を疑うわけではないが、どちらの社会福祉法人も、発達障がいについて専門性の高い職員を、ゆうゆうセンターと就労支援センターの機能を統合・拡充した施設の運営に充てられるほど豊富に抱えているわけではないと思われる。この専門性の確保について、もう少しイメージできるようにしてほしい。

(会長代理)

今のご意見は、資料3「8. 整備運営手法」について、高度な専門性とノウハウの蓄積がある事業者を選定する、という記載があるが、それをどう確保するかというもの。また、「集約」という言葉については、報告書の段階からあるものの、具体的に二つの施設をどうするか示されていないため、イメージしづらいのではと思う。

(事務局)

「集約」という言葉については、既存の2施設を残したまま、拠点施設を整備するというのではなく、2施設を統合し、移転させるもの。

(会長代理)

では、拠点施設に2施設を「集約」した時に、そこで何をするのか。市がこの「基本構想(案)」を作成した時に、その点をどう考えたのか説明を。

(委員)

2施設の集約ということについては、2施設を単に横に並べるということではなく、ひとつの組織体として集約し、2施設とも持つ機能についてはスケールメリットを活かして一本化し、効率化を図る。効率化できた予算・人員を新たな機能に割り振り、機能拡充するという事を想定している。

(会長代理)

ひとつ大きな施設ができて、その中に既存の2施設がぶら下がる形なのか。

(委員)

組織的には、そのように見えると思う。ここからは仮定だが、組織としては、拠点施設の所長がいて、その下にゆうゆうセンター部門の係と就労支援センター部門の係がある、というような形を想定している。

(委員)

先日、地域生活支援協議会のもとに「就労支援部会」ができて、そこで就労支援の方の中身を検討していくこととなった。今の説明は、ゆうゆうセンターと就労支援センターと中身を

精査し、ゆうゆうセンターの行う研修や相談と就労支援センターの就労支援と、2施設で似通ったところを整理しながら拠点施設として一本化していく、ということか。

(委員)

仰る通り。これまで就労支援センターについても、これまで全障がい種別を対象としてきたが、今後どのように就労支援していくかということ整理したうえで、発達障がいや精神障がいについて、拠点施設で支援していくことにしたい。身体障がい、知的障がいの方の就労支援については、民間事業者が担うのか、国・県の施設と連携しながらやっていくのか、これから就労支援部会の中で整理したい。

(委員)

本協議会では、拠点施設の中でのゆうゆうセンター部門についての議論を中心に進めていくということか。就労支援センター部門の議論ではなく。

(委員)

仰る通り、ゆうゆうセンターの機能をどうするか、という事を中心にご意見を伺えたらと考えている。

(委員)

それであれば、30年度は具体的な機能の検討を進め基本計画を作成するということだが、また具体的な機能を議論するための会議があるのか。

(委員)

今日のような会議形式でやるか、個別に各団体にご相談に伺うかは未定である。29年度は、あくまで構想ということで大まかな方向性をお示しただけだが、30年度は具体的な機能について、市の方でたたき台を作成するので、場の設定の仕方は未定だが、ご相談させていただきたいと考えている。

(委員)

必要に応じて各団体に話があると思うが、ある程度基本計画の中身が固まった段階で、本協議会の場にも出していただいて、協議会として議論する形を取っていただきたい。

(委員)

ご意見として伺い、今後、検討させていただく。

(会長代理)

30年度からより具体的な検討が進む中で、本協議会がどう関与していくか、というところ。他にご意見は。

(委員)

もう一度整理をしたい。ゆうゆうセンターと障がい者就労支援センターがひとつになる、そして、障がい者就労支援センターは発達障がいに特化する、ということだが、知的障がい、身体障がいの方に対する就労支援は、ほかの法人に委託するということか。

(委員)

地域生活支援協議会の「就労支援部会」で障がい種別ごとに、どのように、それぞれ就労支援を行っていくかは検討したい。ひとつの例としては、身体・知的障がいの方については民間の事業者にお願ひし、重度の方は就労支援センターが引き受けるといったような整理をした上で、発達障がいの方への就労支援とあわせた時にどう融合させていくか、といった検討の方向性があり得るかと思う。

(委員)

要するに、拠点施設で行う就労支援というのは、発達障がい者への支援に特化したものと考えて良いのか。

(委員)

まずは、発達障がいの方以外への就労支援をどうするかを決めなければならない。現時点で、拠点施設で行う就労支援は発達障がい者だけを対象とする、と決めているわけではない。これから決めていく。

(委員)

承知した。

(会長代理)

3月27日に福岡市障がい者等地域生活支援協議会があり、同協議会の就労支援部会にて、障がい者就労支援センターをどうするか、今後3か月で決めていくことになった。拠点施設の構想作成には就労支援センターについての整理が不可欠であるため、急ぎ検討することとなったのだろう。参考に、現在、障がい者就労支援センターに登録されている方の障がい種別の割合を紹介する。身体障がい23%、知的障がい39%、精神障がい29%、発達障がい8%である。また、身体障がいの中では視覚障がいと聴覚障がいとその3分の1強を占めている。どれくらいの方を民間事業者に任せていくか、というのはこういった数字も踏まえつつ、細かい議論をしていくことになるだろうと思う。定着率を見ると、聴覚障がいはかなり低い。また、発達障がい以外の精神障がいの方をどうするか、といったことも、就労支援センターを集約する際には検討しなければならない。このあたりは、また就労支援部会の方で議論すると思うが、本協議会の委員も就労の話を知らないまま拠点施設の議論はできないので、市の方から情報提供していただきながら議論を進めていきたい。他にご意見は。

(会長代理)

少し就労が強調されているが、「一貫支援」ということなので、教育から就労へどう繋ぐかというところもある。教育委員会から何かコメントを。

(委員)

中学校の特別支援学級の子どもたちで私立高等学校に進学する子どもが増えているところ。私立高校に進学した子どもについては、発達教育センターではその後の進路の把握が難しい。児・者一貫施設ができて、それと連携を図ることで、私立高校に進学した子どもたちへの支援を継続していくことができるのかなという印象を持っている。

(会長代理)

ありがとうございます。他にご意見、ご質問は。

(委員)

検討部会の座長を務めていて、今回の基本構想(案)にも反映されているということで責任を感じている。一点、明確にしておきたいことがある。運営手法の「民間法人への委託や、指定管理者として指定」という部分について、「民間法人」には福岡市社会福祉事業団も含まれるのか。検討部会での議論からずっと、事業団が運営しているゆうゆうセンターについて、現在十分できていないことを、就労支援センターの機能を集約して、ゆうゆうセンターの機能強化を図るという視点で議論してきたと認識している。おそらく委員の皆さんも、ゆうゆうセンターが発展して拠点施設になるというイメージを持たれているので、この運営手法の部分について多く質問がなされているのではないかと。

(事務局)

市としても「民間法人」には事業団も含めて考えている。現在、ゆうゆうセンターの運営を事業団がしているため、今後の拠点施設の運営法人として、事業団も候補となってくる。ただ、拠点施設としてゆうゆうセンターの現機能に追加する中で、運営主体についても事業団に限定せず、広く検討してまいりたい。

(委員)

補足を。現在、ゆうゆうセンターも障がい者就労支援センターも両方とも事業団が運営しており、有力な候補である。ただ、市としては、公募という手続き自体は、ノウハウを持った法人同士を競わせるということで必要だと考えている。公募で手を挙げた法人の申請内容を見たときに、事業団がしっかりしたものを出して来れば事業団が選定される。また、もし、事業団より優れた内容で民間法人が手を挙げてきた場合は、そちらを選ぶということは当然あり得る。そういった意味で「民間法人」という書き方をしているもの。

(委員)

承知した。

(委員)

今の話を聞いていると、もしかすると第1期は公募をせずに事業団に任せるといふのがあるのかなと思ったりするが。

(委員)

今の段階では何とも。

(委員)

指定管理というときに、一法人が、福岡市全体の発達障がい児・者支援のコーディネート機能と、就労支援機能を担うことになるが、それは可能なのか。その点が気になり、冒頭からスタッフの専門性ということで質問をしていたところ。

(会長代理)

資料には運営法人の選定にあたり、ノウハウや専門性のある法人を、と書かれているので、それを尊重して法人選定をしていただきたい、という事だと思う。

(委員)

最後にもう二点。現在、あいあいセンター内に自立訓練をやっているところがあるが、拠点施設ができた時にそれとの関係はどうなるのか。また、拠点施設と民間との連携についてはどう考えているか。

(事務局)

あいあいセンター内で行っている自立訓練について、拠点施設に集約するのか、現状のまま分けた状態で連携をしていくのかは、今後の検討で詰めていきたい。また、民間との連携については、拠点施設の中で全ての支援を完結させることはできないので、連携していきたいと考えている。

(会長代理)

支援者養成などの間接支援については、現在も行っているが、今後強調されることと思う。連携が必要だろう。

(会長代理)

「基本構想(案)」とあるが、(案)はいつ取れるのか。

(事務局)

市の内部で決裁を回しているところで、その手続きが完了すれば正式な「基本構想」となる。29年度中には、手続きを完了させる予定である。

(会長代理)

承知した。30年度以降，より議論が深まることを祈って，議事（1）を終了したい。

議事（2）

福岡市発達障がい者支援センター事業の実施報告

福岡市発達障がい者支援センター所長より報告後、議事に移る。

（会長代理）

センターの10年間の実績と、現状について報告いただいた。ご質問、ご意見等あれば。

（委員）

毎年様々なサービスが展開され、多くの方が相談されていること、また保護者支援にも力を入れていることが分かった。発達障がい者支援法の中でも、発達障がい当事者及びその家族への支援が謳われているが、その部分に果敢に取り組みを行っていることが、よく分かった。また福岡市や福岡県では、自閉症、発達障がいの親の会の方が長年にわたり自発的に活動しているという背景もあるのでは、と思う。ただ、今回報告されたデータで大変心配なのが、学習障がいの方の相談件数が相対的に下がっていること。また、研修プログラムの中で学習障がいに関するものが少ないのでは、という印象がある。教職大学院にて、福岡市の教員の方に教授・指導をすることがあるが、学校ごとの差が大きいと感じる。苦手がある子をしっかり支援できる学校と、対処方法が分からず、様々な問題行動への対応に追われている学校とがある。自閉症、ADHD の子どもたちに対しては、しっかり対応しなければ学校の先生たちが学級運営をするのが難しくなるため、必ず学校から保護者に伝え、相談支援につながる。しかし、学習障がいの子もたちは、困り感を覚えながらも黙っているためそのまま置いて行かれる、ということが様々な文献で言われている。そして、どうしようもなくなった時に不登校や非行などの問題行動として現れる。そうしたことを考えると、学習障がいについての研修・啓発が重要と考えるが、センター側ではどのような構想を持っているか。

（委員）

まず保護者支援について。国の方針としても、従来は発達障がい者支援センターの役割として相談支援機能が中心だったが、これからは保護者支援や支援者支援などの間接支援に軸足を置くというものがある。今後もその点を意識しながら、センター運営を行っていきたい。また学習障がいの方への支援について。ご指摘のとおり相対的に相談件数が下がっていることは感じているところ。当事者の困り感に周囲が気づきにくいこと、本人も訴えづらいということ意識しながら、研修や啓発をやっていかないといけない。相談数が減ったからよかった、ではなく。最近、相対的にADHDの方の相談が相対的に増加しているのも、マスコミ報道などで情報が広がった影響で、相談者の増加につながっているのではと考える。そういった意味ではLDについての知識を広めることは大事な役割だと考えており、今後の宿題とさせていただきます。

（会長代理）

大事なご指摘。他にご意見等あれば。

(委員)

別の視点から。この協議会には昨年度出でおらず、ペアレントトレーニングが始まったことを初めて知ったが、そのことについて質問を。28年度からPステップを始め、29年度は5か所8回実施された、ということだが、ゆうゆうセンターとして5回シリーズを5か所8回実施したのか、それともトレーナー育成をされているということだが、そのことか。また、療育センターで実施しているということだが、ペアレントトレーニングは乳幼児を育てる保護者が対象となるのか。学齢児を育てている保護者は対象となるのか。

(委員)

一点目について。これは、ゆうゆうセンターが実施したペアレントトレーニングの合計の件数である。このうち、3か所6回分は療育センターにて実施したもの。28年度からペアレントトレーニングができる支援者の養成を目標に各療育センターで支援を行ってきた。28年度は大半をゆうゆうセンターのスタッフが講師役を務めたが、29年度は取り組みも2年目という事で、各療育センターのスタッフが講師を担うことが増えた。今後は、さらにこの取り組みを発展させていきたいと考えている。二点目、対象となる子どもの年齢について。ご指摘のとおり、幼児が中心となる。ただ療育センターによっては、卒園後の小学1年生まで対象とするところもある。

(委員)

学齢児、特に小学校低学年・中学年のADHDの子どもを持つ保護者は大変ではないかと思うが、そうした方に対するペアレントトレーニングはどこか実施しているか。発達教育センターではどうか。

(委員)

発達教育センターでは保護者に対しては、相談事業だけで、ペアレントトレーニングは実施していない。

(委員)

補足を。療育センターで実施しているものについては、先ほど申し上げたように幼児期から小学校1年生を持つ保護者を対象としたもの。それ以外の2か所2回分については、学齢児や成人期の子どもを持つ保護者も対象としている。

(委員)

こども総合相談センターで様々なケースを見ていると、学齢児を持つ保護者のニーズは大きいのではと思う。ぜひ学齢児のペアレントトレーニングの機会を増やしていただきたい。ただ、ゆうゆうセンターだけでは不可能であるため、トレーナーの養成を計画的に取り組んでもらえたら。

(委員)

お尋ねしたい。例えば奈良県など、ペアレントトレーニングが発展している県では、発達障がい者支援センターが中心になっているのか、それとも大学が中心になっているのか。

(委員)

例えば、奈良県はもともと大学の方に、そういった支援をするセンターがあり、そこでペアレントトレーニングのベースを作成されていたが、それが良いモデルとなり広まることで、早い時期から進んだ自治体のひとつになっていると思う。奈良県の場合は、自閉症に限らず ADHD などの子ども対象としている。また佐賀県の国立肥前療養所では保護者に対するトレーニングを、日本でも先進的なモデルとして実施しており、本にもなっている。このように先進的な県があるので、それらの調査をされると、次の展開を構想するときの参考となるのでは。

(会長代理)

ありがとうございました。小学生の相談が増えているということは、困り感があるということで、ここにどう取り組むかは大きな課題だと考える。もう一つ報告があるので、次の議事に移りたい。

議事（3）

青年期・成人期の発達障害者の相談主訴と実態について

福岡市発達障がい者支援センター職員（以下職員と表記。）より報告後、議事に移る。

（会長代理）

先ほどの議事（2）も含め、何かご質問、ご意見があれば。

（委員）

私はグループホームなど生活施設をやっており、今回の発表にあつたどのグループでもそうだと思うが、家庭内暴力等、保護者の方が大変な苦勞をしながら生活している。保護者の方が、子供の面倒を見られなくなったときに、その方たちはどこへ行くのか心配している。福岡市に限らず、全国的にグループホームなどの生活の場が不足している。一人暮らしなどは難しく、また一方でヘルパーを使うのも困難な方もいると思う。ゆうゆうセンターでは、そういった相談があつた場合どういう風に対応しているか。私たちの施設に来る方は、二次障がいの強い方も多い。二次障がいを解きながら、少しずつでも社会参加・貢献できる人材になっていただきたいと思いながら支援しているところ。また、成人期になる前に、早めに療育していただきたいと思うが、発達障がいというのはどれくらいの時期に診断できるものなのか。

（職員）

ご質問の前半部分の二次障がいがある方の親亡き後の住まい、ということについて。住まいについてはゆうゆうセンターだけでは結論が出るものではないが、まずはいかに現在の生活を維持できるか。ゆうゆうセンターはご本人の特性理解から始まり、二次障がいを解けないか、というステップに力を入れているところ。当事者の年齢層としても、20～30歳台の方が多いため、保護者の方も引き続き一緒に住まうために頑張りたいと来所される。いよいよ同居が難しいとなった時には、各区の基幹相談支援センターとも連携しながら、なかなか見つからず厳しい状況だが、住まい探しをしている。

（会長代理）

ご質問の後半の「診断」について。29年度は就学前の幼児期に、出生児の10%程度が発達の相談に来られ、そのうち6割以上は発達障がい。人口の約5～6%が幼児期の段階で何らかの発達障がいの診断が出るという時代になってきている。この子たちが今からどうなるかが重要。以前は相談件数が今の3分の1ほどで、そのまま診断が付かず学齢児になった子も多かったと思う。幼児期での介入がどのような効果を出すか、学校も含め、我々は見えていかないといけない。

（委員）

最後にひとつよいか。この協議会のあり方についての要望。本日説明のあつた拠点施設は1日のうち昼の部分のお話。夜の部分についても、親が元気なうちはよいが、いずれ親亡き後

になればグループホームが必要。幼児期から親亡き後までの一貫通貫した絵が見えづらい。本日の協議会ではこども部長、障がい者部長ともに同席されており、素晴らしいと思う。ひとつずつ進まないといけないという事で、まず昼の部分の話として拠点施設を協議会で議論することは理解する。しかし本人たちの人生を考えると、夜の部分を含む24時間を組み立てること、幼児期から親亡き後までの、一生を組み立てること。こういった議題についても協議会で扱ってほしい。市役所がやる、民間がやる、ではなく一体となって取り組む。こうしたことが「ユニバーサル都市」としてできればよいと思う。

(会長代理)

時間が無くなってきたが、他にご意見等あれば。

(委員)

とある政令指定都市の発達障がい者支援センターでお手伝いをしている、保護者の方の継続的な勉強会と、2年に一度、その市で幼児期・学齢期・大学・就労・居住の実践をされている方を招いて、良い実践から学ぶという趣旨でシンポジウムを開催している。そうした良い実践を学ぶ取り組みが福岡市では少ないのではないかと感じる。今後検討していただきたい。

(委員)

Pステップについて。前ゆうゆうセンター所長の緒方先生から成人期のPステップについて研修を受けた。会の中で、親も本人も年齢を重ねてきているところ、スモールステップでできることをやっていこう、という中、理論的な話を聞けて会としての取り組みが間違っていなかったと分かった。Pステップについては、将来的に子どもたちが困らないよう、未就学児だけではなく、学齢児・成人期の子どもを持つ保護者も対象にやっていただきたい。会としても、あらためてゆうゆうセンターから研修を受け、理解を深められたらと考えている。親の会としても、自助力を高めていきたい。

(会長代理)

時間が伸びてしまったが、議事を以上とし、進行を事務局に戻したい。

事務局より

自閉症啓発デーの告知等をし、閉会。